

7. Q&A

Q1. 申請書に添付する水性インキの「安全データシート (SDS)」は、どうすれば入手できますか。

A1. 申請商品の包材を印刷するメーカーを通して、水性インキ製造メーカーから入手してください。

Q2. JAN コードはなくても、水性インキを使用した商品を申請できますか。

A2. 申請できます。ただし、申請・認証される商品の単位は JAN コードが付与される商品の区分けと同じ考えとなります。

Q3. 認証時に納める手数料等はいくらですか。

A3. 企業登録料は 1 社につき、大企業は 5 万円、中小企業は 2 万円です。認証マーク使用料は 1 商品につき、1 万円です。企業登録料は、初回認証時のみ必要です（一度、認証を受けている申請者が、別商品の認証を申請し、認証される場合は、登録料は必要ありません）。

(例 1) 【新規】 A 社 (種別：中小企業) 認証を受けたい商品 5 商品の場合
企業登録料 2 万円
認証マーク使用料 5 万円 (1 万円×5 商品) 合計 7 万円

(例 2) 【追加】 B 社 認証を追加したい商品 2 商品の場合
認証マーク使用料 2 万円 (1 万円×2 商品) 合計 2 万円

Q4. 企業登録料は、商品の内装・外装印刷メーカーも支払わなければならないのですか。

A4. 支払は発生しません。申請者のみが支払うものです。

Q5. 申請から認証されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか。

A5. 申請書受理から認証まで 1 か月程度かかります。認証後に、認証書類 (認証番号記載)、請求書 (企業登録料・認証マーク使用料) を郵送します。

Q6. 認証申請中に認証マークをパンフレット・チラシに表示してもいいですか。

A6. 申請中は、認証マークは表示できません。ただし、認証されるまでの期間は、企業の責任において「(一社)健康ビジネス協議会水性印刷商品認証制度 申請中」と表記することは可能です。

Q7. キャンペーンの為、商品の包装を少し変更します。変更届を提出する必要はありますか。

A7. 認証基準に該当しない軽微な変更を行う場合は、変更届の提出は不要です。協議会ホームページに掲載している画像を差し替えますので、商品の画像データを提出してください。商品の JAN コードおよび、包材を印刷しているインキの種類を変更する場合は、変更届を提出してください。一時的な改変等の場合の対応は事務局にお問い合わせください。

Q8. インキの登録審査申請を行いたいのですが、可能でしょうか？

A8. 可能です。【申請 (2) (インキの登録審査申請)】の手順に沿ってご提出ください。

Q9. 水性インキの成分には、1%に満たない物質が含まれていることがあります。1%に満たない物質についても、審査の対象となりますか。

A9. 1%に満たない物質については、環境への影響が微々たるもののため、審査対象から除外します。また、有害性の判断基準については、事務局にお問い合わせください。

Q10. 認証期間は2年となっていますが、2年以上認証マークを使用したいときは、更新手続きをする必要はありますか。

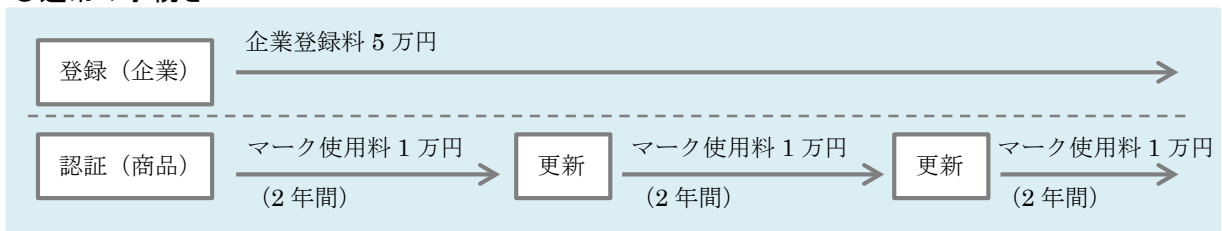
A10. 必要です。認証期間終了日の3か月前から更新手続きを受け付けますので、必要書類を提出してください。なお、協議会から認証期間終了前に更新手続きに関する連絡は行いませんので、各自でご留意ください。

Q11. 認証されてから2年後に更新手続きを行わなかった場合、どうなりますか。

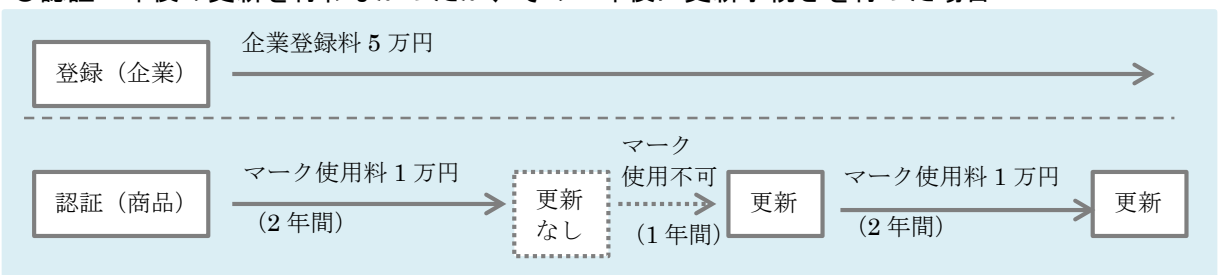
A11. 認証された日から認証の更新手続きが行われずに **5年を経過した場合**は、認証者の本認証制度への登録を解除します。

【例】大企業、認証商品1点の場合

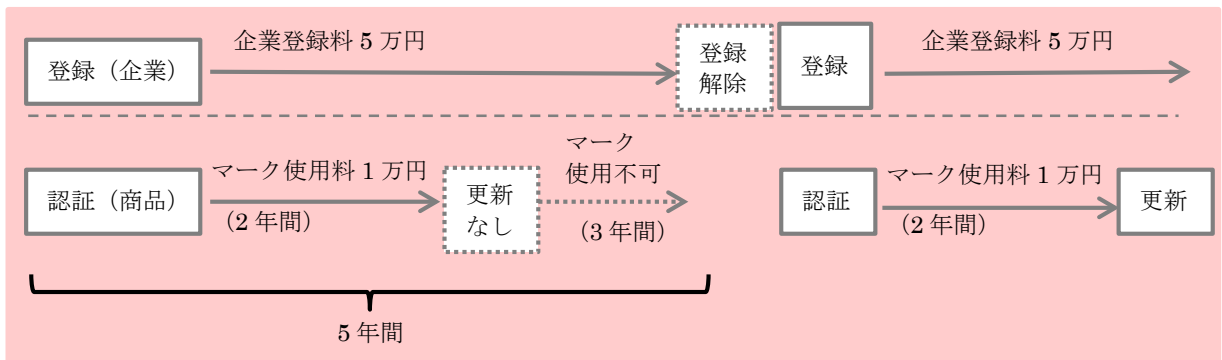
○通常の手続き



○認証2年後の更新を行わなかったが、その1年後に更新手続きを行った場合



○認証2年後の更新を行わずに登録から5年経過した後に、再度認証を受ける場合



<基本の考え方>

